

## STOP！過労死 ～毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です～

近年、我が国において過労死等が多発し大きな社会問題となっていますが、過労死等は、本人はもとより、その家族のみならず社会にとっても大きな損失です。

「過労死等」とは業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡またはこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害をいいます。厚生労働省では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすためにシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。

過労死等を防ぐには労働者自身の取組やその家族の協力も必要ですが、事業主の適切・積極的な取組がきわめて重要です。長時間労働の削減、職場におけるメンタルヘルス対策の推進、過重労働による健康障害の防止、職場の働き方全般の見直し、相談体制の整備等様々な観点からの職場の環境の整備を行っていかなくてはなりません。

国民一人ひとりが自身にも関わることとして過労死とその防止に対する理解を深めて「過労死ゼロ」の社会を実現しましょう。

WEBでもチェック



過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ

過労死をゼロにするためのチェックリスト

- ✓ 仕事上の空気を察知し、声を上げていませんか？
- ✓ 過剰な労働時間や長時間労働を減らしていませんか？
- ✓ 家族や職場の理解を得ることはできていますか？
- ✓ 勤務時間や労働環境の改善はきちんとできていますか？
- ✓ 勤務時間や労働環境の改善を促すことはできていますか？

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

厚生労働省 人事院 内閣府内閣人事局 総務省 文部科学省

最低賃金が、  
ことしも  
変わります。

確認しましょう！

岡山県 最低賃金

833円（時間額）

令和元年  
10月2日から  
26円UP

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。  
使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。

最低賃金に関するお問い合わせは

【岡山労働局賃金室】  
TEL 086-225-2014



### 建物や設備にアスベスト(石綿)が使われていませんか

アスベスト(石綿)は、天然に産する繊維状の鉱物で、誤って吸い込むと肺の組織内に滞留することがあり、肺の線維化や肺がん、悪性中皮腫などの病気を引き起こすことがあります。

以前はビル等の建築工事において、保温断熱の目的でアスベストを吹き付けたり、スレート材、ブレーキライニングやブレーキパッド、防音材、断熱材、保温材などで使用されましたが、現在では、原則として製造等が禁止されています。

アスベストは、そこにあること自体が直ちに問題なのではなく、飛び散ること、吸い込むことが問題となるため、労働安全衛生法や大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などで健康障害の予防や飛散防止等が図られています。

アスベストが使用されている建設物の解体及び設備の改修等において、所要の措置を行わないとアスベストが飛散して人が吸入してしまうおそれがあります。

こうしたことから、岡山監督署は、定期的に、岡山市及び備前県民局等自治体と合同で建設物の解体工事現場等のパトロールを実施し、アスベストの暴露防止措置が講じられているか、必要な指導を行っています。

(写真は11月に実施したパトロールの様子)



労働条件・賃金・労働時間等のお問い合わせは  
労働者の安全と健康確保のお問い合わせは  
労災保険・労働保険等のお問い合わせは  
解雇・賃金の引き下げ・いじめ・いやがらせ等の相談は

第1～4方面 (086-225-0591)  
安全衛生課 (086-225-0592)  
労災課 (086-225-0593)  
総合労働相談コーナー (086-283-4540)



厚生労働省 岡山労働局  
岡山労働基準監督署

# 知らなかったでは、すまされない労働保険

労働保険とは労働者災害補償保険(一般に「労災保険」といいます。)と雇用保険とを総称した言葉です。

法人・個人を問わず事業主の方は、正社員、パート、アルバイトといった雇用形態に関わらず、一人でも雇ったら労働保険に必ず入らなければいけません。



労働保険は、従業員の安心と会社の安定のための保険。「そもそも知らなかった」「小さい会社だから大丈夫だと思っていた」「設立準備が忙しくて忘れていた」などの理由で未手続とすることはダメです。従業員のため、会社のために、加入することは事業主の責任です。

## 労働災害発生状況

2019年発生件数と前年同時期比較(死亡10/18速報値、休業9/30速報値)

業種	2019年		2018年		増減	
	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業
製造業	0	144	2	136	2	8
金属製品	0	29	0	23	0	6
機械器具	0	17	1	22	1	5
化学工業	0	16	0	21	0	5
食料品	0	47	0	36	0	11
その他	0	35	1	34	1	1
建設業	0	54	2	63	2	9
運輸交通業	0	102	0	123	0	21
旅客	0	15	0	15	0	0
道路貨物	0	87	0	108	0	21
第三次産業	1	254	2	270	1	16
商業	0	79	0	76	0	3
保健衛生	0	59	0	53	0	6
接客娯楽	0	37	0	48	0	11
その他	1	79	2	93	1	14
その他の業種	0	20	0	15	0	5
全産業	1	574	6	607	5	33

「休業」は休業4日以上の災害

## シリーズ ハローワーク西大寺の取り組み



仕事と家庭の両立、女性・若者の活躍、高齢者の就業促進、どれも「働き方改革」のテーマです!

ハローワーク西大寺の所長、齊藤です。平素より当所の行政運営にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、過去号に引き続き、誌面をお借りして少しばかりPRさせていただきます。

いま、多くの業種・職種で有効求人倍率が高止まりし、いわゆる人手不足の状態にあります。一方では、働く意欲をお持ちなのに、「仕事と家庭の両立が困難」、「自分にピッタリ合う仕事が見つからない」などさまざまな理由で就職を見送っている方もいらっしやいます。

当所では、職業キャリアが長期化し、働き方のニーズが多様化した現状に対応するため、働く人の視点に立って、労働時間や職種などさまざまなニーズに沿えるような求人情報を、企業訪問などを通じて数多く収集し、お仕事をお探しの方に広く提供しています。例えば「**求人かわらばん**」と称する仕事と家庭の両立に向けた求人情報集を印刷し多方面にお配りするという取組もその一環です。

当所ではこうした取組を通じて、今後とも、働く意欲をお持ちの女性、高齢者、若者など年齢、性別にかかわらずその能力が一層発揮できるよう就職のお手伝いをさせていただきます。



西大寺公共職業安定所所長 齊藤 浩二

ご存知ですか? 「中退共」の退職金制度なら、掛金が国の助成が受けられます。

国の制度だから安心・確実!

- 新規加入や掛金手続を一部を国が助成します。
- 掛金は全額国庫で、手数料もかかりません。
- 外部独立型だから管理が簡単!
- 従業員ごとの納付状況や退職金は専業主主にお知らせします。
- 退職金は、中途共から従業員へ支払われます。
- パートさんにも加入いただけます。

お気軽にご相談ください

お電話: 03-5667-1310  
 中退共 事業主課 兼 掛金課 本部  
 〒135-8501 東京都葛飾区新小岩二丁目1番11号

詳しくはホームページをご覧ください。  中退共  国庫

## 「労働保険」は労働者とその家族のセーフティネットです!

11月には労働保険の適用促進強化期間です。社長さん、労働保険の手続きはきちんとされていますか? 労働者のみなさん、あなたの会社は労働保険に入っていますか?

労働保険は労災保険と雇用保険の総称です。どんなことに使われているかという、労災保険では労働者が仕事や通勤が原因で負傷した場合、病気になった場合や亡くなった場合に、被災者や遺族を保護するために必要な給付を行っています。平成29年度は約65万人に新規の療養補償給付や休業補償給付を行うとともに、約21万人に労災年金を支給しました。また、被災した労働者の脊髄損傷など後遺障害に対するアフターケアや被災労働者の遺児などへの学資の支援などにも使われています。普段なかなか目にすることがないかもしれませんが、万が一の時にはあなたやご家族、従業員にとって大切な保険であることを少しでもご了解いただけるとありがたいです。

岡山労働基準監督署 労災保険給付調査官 藤井 伸幸

